

改正労働法徹底解説

VIII. 高齢の被雇用者



VIII. 高齢の被雇用者 時短の適用

1 現行法

- 定年前の最後の1年において、被雇用者は勤務時間の短縮、あるいは短時間の勤務制度の適用を受ける（同法第166条3項）。

2 新法

- 高齢の被雇用者は、毎日の勤務時間の短縮、あるいは短時間での就労制度について、雇用者と協議する権利がある（同法第148条2項）。



注意点

- 現行法にある1時間の時短は義務でなく、個別の協議事項となる。